**議題13**

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br>□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br>□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br>□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教<br>■ 社会環境<br>□ 経済<br>□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>□ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">健康福祉部　障がい者支援課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児(者)タイムケア事業の基準額の見直しについて</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">須坂市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">長野県の地域福祉総合助成金交付事業のひとつである心身障がい児(者)タイムケア事業（以下「タイムケア事業」という。）の基準額について、引き上げを要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">タイムケア事業とは、心身障がい児(者)が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合、あらかじめ登録された事業者に介護を委託し、心身障がい児(者)及び家族の地域生活を支援する事業であり、令和５年９月末時点で145人の利用実績がある。<br>県から市町村に事業実績に応じて助成金が交付されるが、当該事業の基準単価は平成21年に定められたもので、その後の大幅な人件費の増、光熱費等の高騰などが反映されていない。<br>また、県で定める基準額を上回る部分は、市町村が負担することになり、財政負担が大きくなることからも、基準額の見直しを求めるものである。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">１　県が定めるタイムケア事業の基準額は次のとおり。(補助率は1/2以内)<br>(1) 特別障害者手当受給者又はこれと同程度以上の障がいを有する在宅の重度心身障がい児（者）<br><u>団体・法人： 800円、個人： 640円（１時間あたり）</u><br>(2) １以外の在宅の重度心身障がい児（者）及び精神障がい者<br><u>団体・法人： 580円、個人： 460円（１時間あたり）</u><br>(3) 中軽度知的障がい児（者）及び中軽度身体障がい児<br><u>団体・法人： 530円、個人： 420円（１時間あたり）</u><br>当市では、これまで市独自の上乗せは行わず、県が定める基準額を登録介護者へ支払う単価としている。<br>２　須高地域自立支援協議会を通じ障がい児通所施設等から、登録介護者へ支払う対価の引き上げについて要望があり、これを受け須坂市、小布施町及び高山村の３市町村では、単価の増額を検討している。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4">長野県地域福祉総合助成金交付要綱</td></tr>
</table>